

海上

No. 14. "THE SHANGHAI."

大正二年二月十一日
第三種郵便物認可
(毎月曜日發行)

大正二年五月十二日
第十四號

滬上小言

國民黨を戒む

- 運上小言 間民黨の衰亡
- 主要時事 支那那那務機(二)
- 支那の海關 大連上陸の貿易
- 支那の邊境 支那の邊境
- 五國借款契約四篇
- 文苑 議議の紛争と政黨の分立
- 雜談 宋案の其後と政府の輿論
- 支那の借款 支那の借款契約草案
- 各地通信 支那の借款契約草案
- 私人消息 支那の借款契約草案
- 上海港船舶出入統計 支那の借款契約草案
- 上海港輸出出入統計 支那の借款契約草案
- 郵傳會社在華借款統計 支那の借款契約草案
- 各種商況 支那の借款契約草案

宋案及大借款案に對する國民黨の憤慨は其眞に國家を憂ふが爲めにあらざらず之を種とし憂世凱を推翻し、己れ代つて天下の政權を掌握せんとする野心に外ならずとは屢次我等の耳にする所なりしも、我等は國民黨の名譽に信頼し這は一個齊東野人の語として其說に重を置かざりしが、昨今に於ける國民黨の態度に見るに或は此說の其真相を穿ち居るものにあらずやと疑はしむるものあるに至れり先づ大借款より見るに之に對する國民黨の攻撃點は三種に區分するを得、即ち一は使盜監督を以て國家の不名譽なりとする事、二は手取八十四は僅少で過する事、三は議會の承認を経ざる調印はする事、三は議會の承認を経ざる調印は非宜憲なりと爲す事之也、而して國民黨は斯る借款は已國の借款なるを以て宜しく破棄し去るべしと稱し居れり、然れども今此三攻撃點を研究するに第一及第二の攻撃は殆ど問題とならず、蓋し財政の紊亂、官吏の不清廉は久しき間の支那名物にして、殊に官吏貪婪の惡習は今や殆んど彼等が性僻となり居るの觀あり、其最近の適例は即ち白耳義借款

也。我等は昨年度此借款の成立を耳にしたりと雖も、其巨額なる手取金は早く何れに於て消散消滅し去り、其使途今に尙説明し能はざる状態に到るにあらずや、彼等口口を聞けば即ち共和の成立、百政の維新を諱ふと雖も、久しき間の國民性は爾かく容易に變改せらるべきものにあらず。斯る官吏を以て國家行政の機關とする者、漫然巨額の資金を貸與するは銀團の甚だ危險とする所なるのみならず、又支那其物の爲めにも決して親切なる行爲にあらず、所以銀團が使途監督を要求するに至りたる所以にして、又北京政府の之を承認するに至りたる理由也。次に借款の利息歩合を見るに表面は五厘なりと雖も、手取額は八十四に過ぎざるを以て實際の利廻りは甚だ高率なるものとなるべし、然れども年々歳入不足の豫算のみ編成し居る支那が、之よりも好條件を以て借款の成立を希望するは不可能事也。銀團の支那に放資するは決して其死藏する資金を以てするにあらず、支那政府の發行する公債を市中に賣出し、斯て資本家より吸收せし資金を以て支那政府に交付するものにして、即ち自己は單に其間にありて利鞘を收めんとするに外ならず。故に世界一般資本家が支那政府の財政的地位を信用せざる以上、銀行團が如何に支那政府に好意を表せんとしても、支那の財政的地位に對する世界的評價を度外する如き條件を以て借款に應ずるは到底不可能也。或は萬事に消極主義を取り、借款を見合はすべしといふも、然らば周財政總長の説明するが如く、已に期限を経過し、又は經過去せる巨額の外債は如何にしてを決済せんとするか、又常に國內の安寧を破らんとする多數の軍隊は如何にして之を解散せんとするか、故に此點に對する國民黨の政府攻撃は殆んど其意味をなさず、只借款の調印に關し國民黨の言

が如政府は果して參議院時代に其協費を得るに至らざりしとせば今回其調印を際し之を議會に諮らざりしは甚だ調印を無視する專擅の行爲なるが如しと雖も而かも北京政府の説明するが如く去月二十六日即ち大借款調印當時に於ては衆議院の正副議長未だ選定せらるゝに至らず、法律上より言へば兩院制を取る民國議會は尙成立し居らざる時代なりしを以て政府の行爲は聊か恕すべき點なからず、尤も兩三日を延期し議會の正式成立を待つを穩當とすなす雖も、今日迄成立の間に至り思はざる故障を續出し其都度行儀みを重ねたる雜物の大借款なれば政府は此度こうと一氣に調印をなしたるは必ずしも深く咎むべきものにあらず、而かも國民黨は之を以て亡國的など、一流の誇張的言辭を並べて愚民を煽動し居る理由はツマリ前號にも述べたるが如く袁世凱が此借款を利用して國民黨黨費に使せんことを恐るゝに外ならず、然れども約法の規定によれば國家の豫算及決算は凡て議會の協賛を要すべし、又此外に審計院の制度あり、政府の豫算行使が適法なるか否を検査監視すべき機關もあるを以て若し袁に於て借款を斯る不法なる費用に充用せしとせば此等の機關により法律上より堂々と彼を攻撃して可也、今日尙其實實の實現せざるに當り單なる想像による杞憂より口を亡國云々に藉り、新たな支那國家の建設に最も必要な借款を破棄せんと企て非論理的なる議論を以て愚民を煽動し徒らに人心を擾亂する如きは甚だ卑劣、怯懦の行爲たるを免れざる也、

更に未案に就て見るに已に發表せられたる證據書類によれば如何にも袁趙の兩者が暗殺の主使者たるが如き節なきにあらざる雖も然れども今日迄の所聞からに犯罪人なりと認め得るものは洪應の二人に

● 資本金 四千八百萬圓

●積立金 壹千八百貳拾萬圓

●當座預金 年貳分

●定期預金

●小口當座預金 月

右小口當座預金ハ最初銀五弗以上次
ヨリハ一弗以上御預リ可申候
但シ利息ハ預リタル月ト拂戻ス月並ニ
五弗未滿ノ殘高ニハ之ヲ付セズ



橫濱正金銀行
 營業部(二七四)
 輸入部(三〇〇七)
 支配人席(三〇〇三)
 電話

本支店及出張所

臺北、臺中、臺南、基隆、嘉義、打狗、宜蘭、淡水、新竹、阿猴、花蓮港、澎湖、東京、大阪、神戶、香港、廣東、汕頭、廈門、福州、九江、新嘉坡

其他各所二取引先ア

上海九江路



臺灣銀行

電話 營業部(二一六五)
支配人席(二三三一)

諸事精々御便宜相圖可申、御用ノ御方ハ支配人席へ御電話被成下度候

過ぎず袁趙に至りては未だ何確等なる證據あるにあらず、然かも國民黨の新聞紙を見るに袁趙の兩人は己に有罪の宣告にても受けたるの如く聞くに堪へざる罵詈謗を極め居り、流石に孫黃の兩者は公然尙斯る不謹慎事を口にせずとも然かも其黨下の新聞が斯る惡口を擅にするを看過する以上孫黃兩者も所謂暗黙の意思表示によりて袁趙兩者の宋案主使者なるを稱し居るもの言はざるべからず、凡そ他人の名譽を尊重するは紳士の義務也、故に假りに人あり、豫審を経公判を終り共に有罪の判決を受けたりとするも尙上告の餘地ある以上之に對して罪人呼はりなす如きは紳士の道にあらず、況んや袁趙の兩者は尙未だ法庭への出頭命令なども受けるに至らざるに目して殺人犯と之れ宛然たる苦力、非人輩の言動也、苦力非人を以て結社せし政黨は之れ苦力非人政黨也、スライツマンの權威那邊にありや、斯の如きは以て自ら快とするに足るべしと雖も爲めに黨の威信を傷つけ、世の同情を喪ふことの莫大なるを思はざるべからず、又袁趙兩者にありても自己が果して宋案に何等の關係なしとせば下らぬ辦解書を續發するよりも寧ろ進んで法庭に出て自ら其潔白を證明せば奈何、袁趙輩の如く頭腦の古きものにありては大總統、或は内閣總理の身に以て地位卑賤なる司法官の前に立つて如き事は、甚だ屈辱なりと考ふるならんも大總統内閣總理の司職にあるに拘らず自ら進んで卑賤なる司法官の前に立つてこそ國法尊重の精神の如何に熾烈なるかを證明し其身に偉大なる光彩を添ゆるに至るべし、幸にして無罪を證明するを得ば、以て國民黨の忿怒を解き、以て國家の糜爛を防ぐを得べし、我等は國民黨員の不謹慎を責むると共に、袁趙の一日も早く

支那現勢概観(一)

宋案の疑獄を解決し、四萬萬民衆を塗炭に濟ふの速やかなるを切望せざる能はず

中華民國は其の創設に際し情意投合し、一隅多く而かも糊塗なる妥協に依りて成立したる者なれば、國體薄弱中央政府は一波一瀾の政界に潰起する毎に其の勢の牽動する所多し、深遠不安の狀態は常に死中に活路を啓き、喘を爲して彼の政府を持続し以て今日に至りたり、而して今次正式議會の開設に垂んとて突如宋教仁氏暗殺案生じ、更に年來の懸案たりし大借款成立しに及び、正調ならんこせし政界は茲に政敵一國民黨の反感を惹起し、風雲再び動き、輿情憤激危機逼迫し來るの現象を呈しめたり、茲に於てか一方正式議會は開會せられしも正副議長の選舉に十數日を費して政爭愈甚し、爲めに財界は異常の打撃を蒙り商取引は殆ど中止の姿を呈し、商人呼籲の聲相次で起れり、請ふ上海總商會の電報請願に見よ、曰く

此の春夏之交、商業多忙の時に當り國會成立し正式總統選舉され、我商民は此より福を受けん事を希望せり、然るに意外にも風波相次で起り、諸議席に於て議論言沸くが如く、再び人心を騒がし、國家を危境に陥らしむ、金融は未だ流通せず、貿易は阻滯し各港約定済みの貨物は紛々として輸送見合せを申込み來り、影響中外に及び危殆の情形言狀し難し云々

此の一事如何に不安の狀態に在るかを知らるを得べし、我等は未だ俄かに輿論の囂々を以て南北が膠離交争の端を啓くべしと信する者に非ずとも、擧月以來南北及朝野の人士が融治調和の念を缺き反感

中央政府の現狀

を高からしめしは事實なりとす、實に今の時は民國にとりては治亂安危の岐るの所にして最も注意を怠る可からざるの時たり、故に我等は簡單に民國政府の現勢を敘し、南北二袁派と國民黨派と勢力の比較を爲し讀者の參考に供せん

▲國務院(現任) 唐紹儀 陸徵祥

▲趙秉鈞(現任) 唐紹儀 陸徵祥

▲國務院の秘書廳に於ける役員の主なる者を擧ぐれば

▲廳長に張國淦 秘書に恩華、朱壽明、盧鈞、程經世、郭則澧等あり何れも舊官僚にして袁趙と關係深き者のみなり

▲内務部 舊總長 現總長 次長
趙秉鈞 陳振先 張勳

▲農林部 宋教仁 陳振先 張勳

▲工商部 陳其美 劉揆一 向瑞現

▲外交部 陸徵祥 劉式訓

▲教育部 陸徵祥 劉式訓

▲交通部 陸徵祥 劉式訓

▲財政部 陸徵祥 劉式訓

▲司法部 陸徵祥 劉式訓

▲陸軍部 陸徵祥 劉式訓

▲海軍部 陸徵祥 劉式訓

▲參謀總長 黃興 黎元洪 陳宜

大理院長

▲大理院長 許世英 章宗祥

▲總檢察廳檢察長 羅文幹 施愚

▲法制局長 章宗祥 施愚

▲臨時稽勳局局長 馮自由

▲國史館館長 義(蘭)運 (兼任せず)

▲國稅廳廳長 王瑞芳 會辦李景銘

▲稅務處監督 周學熙 會辦孫寶琦

▲審計處總辦 陳錦濤 (上海に在り)

▲財政部駐外財政員 章宗元

▲督辦改組各省銀行推行紙幣 高凌霨

▲籌辦全國鐵路全權 孫文

▲籌辦川鐵路監督 沈雲沛

▲漢粵川鐵路監督 岑春煊 會辦唐天裕

▲津浦鐵路總辦 孟錫江

▲京漢鐵路總辦 關麟徵

▲京奉鐵路會辦 徐錫爵

▲海蘭鐵路監督 施肇基

▲吉長鐵路總辦 虞愚

▲蒙藏事務局局長 譚延闓

▲同 總裁 貢桑諾爾布(喀喇沁王)

由此觀之は純國民黨の中央に於ける勢力は唐内閣、陸内閣を経るに従ひ次第に凋落せるを見る、現今僅かに馮自由、陳錦濤等の二三者が極めて閑職に餘福を保ち居るに過ぎず、工商總長たる劉揆一は純革命黨員にして孫黃等の同志なるも昨年来袁派に變ぜしが如し、所謂袁派勢力の爲めに席捲し盡くされしもの觀あり、國民黨は中央に於て袁派に一籌を輸したり、知らず地方に於ける彼黨の勢力は如何に

▲地方都督の分野 國民黨は中央に在りて勢力を失墜せるが如く又地方

日清汽船株式會社

一本店 東京市麹町區有樂町一丁目一番地

一支店 上海黃浦灘路五號 漢口英租界

一出張所 各主要地にあり

一代理店

一航路及定期回数

上海漢口線 每週四回

漢口宜昌線 一ヶ月六回

漢口湘潭線 一週二回

漢口常德線 一週一回

○本店 東京市銀座通 二丁目七番地

上海九江路第拾七號 會社 大倉組 支店 上海 電話 二八〇六 二八八六

○支店及出張所 大阪、橫濱、橫須賀、神戸、吳門、門司、佐世保、舞鶴、沼津、京城、臺北、臺中、打狗、天津、漢口、上海、大連、北京、倫敦、紐育、漢堡、澤州、

に在りても往時の如く優勢なる事能はざるが如し、今左に各省都督の付従關係を示さんに、

省名	都督名	付従關係
直隸	馮國璋	袁の腹股
奉天	張錫鑾	袁派の有力者
吉林	陳昭常	袁派
黑龍江	宋少謙	寧の袁派
山西	閻錫山	國民黨を脱し袁派に付従す
山東	周自齊	有力なる袁派
河南	張鎮芳	袁の私人
陝西	張鳳韶	國民黨を脱し袁派に付従
甘肅	趙惟熙	舊官僚袁派
新疆	楊增新	袁派と目すべし
江蘇	程德全	袁六分、國四分
安徽	柏文蔚	純國民黨
江西	李烈鈞	純國民黨
湖北	黎元洪	袁派
湖南	譚延闓	純國民黨
浙江	朱瑞	袁派
福建	孫道仁	純國民黨
廣東	胡漢民	純國民黨
廣西	陸榮廷	純國民黨
四川	尹昌衡	袁派
雲南	蔡謨	袁派
貴州	唐繼堯	袁派

大豆	四元
小豆	三元
牛穀	二元
機穀	一元
食穀	四角
燒柴	二角
柞蠶	三角

●大連上海間の貿易
大正元年中の上海、大連間貿易貨物高を見るに、大連より上海へ輸入は七萬九千八百一噸、大連への輸入(上海より)輸出は六萬三千二百二十五噸に上り、此合計十四萬三千〇三十六噸に上りたるが、之を明治四十四年度の貿易高に比するに、同年度に於ける大連より上海への輸出は十三萬三千五百十八噸なるを以て即ち五萬三千七百〇七噸の減少を示し居るが之に反し同年度の輸入(大連への)は四萬四千四百三十七噸に過ぎざるを以て大正元年度は一萬八千七百八十八噸の増加を示し合計に於ては一昨年度は十七萬七千八百五十五噸に上りたれば昨年度は四萬四千四百三十七噸の減少と爲りたり、尙此關係を表示せば左の如し
大正元年 明治四十四年 比較
輸出(大連より上海へ) 一三、五五五 減五七七
輸入(大連へ) 一三、三三三 増一、二二二
合計 一三、五五五 減四、五五五
而して各品別の詳細と四十四年度との比較を示せば左の如し

大豆	六元
油類	一元
麵粉	一元
糖類	一元
雜貨	一元
布類	一元
紙類	一元
石類	一元
煉瓦	一元
枕瓦	一元
空瓦	一元

大豆	六元
油類	一元
麵粉	一元
糖類	一元
雜貨	一元
布類	一元
紙類	一元
石類	一元
煉瓦	一元
枕瓦	一元
空瓦	一元

大豆	六元
油類	一元
麵粉	一元
糖類	一元
雜貨	一元
布類	一元
紙類	一元
石類	一元
煉瓦	一元
枕瓦	一元
空瓦	一元

大豆	六元
油類	一元
麵粉	一元
糖類	一元
雜貨	一元
布類	一元
紙類	一元
石類	一元
煉瓦	一元
枕瓦	一元
空瓦	一元

●諸公債株式
●定期現物買賣
●有價證券信託
●取扱

栗生洋行 支店
支店 人 川岸 藤太夫
經理 朱 葆三

江西路三拾號
電話 貳〇壹六
貳六六

●湖北水泥
●布 正
●棉 紗
●電 花
●製 銅
●炭 紙

五五路川四海上
店支海上司公菱三
(四六九二 〇二九一 話電)

茶油石藥織糸綿綿新其砂酒食米機金社木品										其綿其酒砂麻セ木金草石柞食機雜瓜落蔴包高小豆豆大品										其煉草薪炭(コークス)瓦及他瓦類									
料器雜										計										計									
類油品物布炭糖類品具物材品名										輸入(上海より大連へ)										輸出(大連より上海へ)									
本年										本年										本年									
前年										前年										前年									
二五										二五										二五									

石穀瓜落蔴高豆大豆品										其空蠟麥蔴草車紙硝陶茶油藥織糸綿綿新其砂麥酒食米機金社木品										其石石空蠟麥蔴草車紙硝陶									
花										計										計									
炭類子生油油粕豆名										輸入(大連より上海へ)										輸入(上海より大連へ)									
本年										本年										本年									
前年										前年										前年									
二五										二五										二五									

支那の鹽稅の沿革

支那の鹽稅に關し吾人は從來屢々之を耳にせざるも、鹽稅の如何なるものなりやに至りては殆んど之を了知せず。近時借款問題の沸騰するや鹽稅は世人に最も重く觀せらるるに至りしなり。されば今此興味ある問題につき聊か説明を試むるも無益の業にあらざるべし。況んや鹽稅史は支那政治經濟史の主體をなすものなるを。

鹽に初めて課稅せしは紀元前七世紀の頃(以下總て西紀を用て記す)にして、鹽に關する記録は禹王(紀元前二〇五〇一〇一九七)の正史中に表れたるものを以て最も古しとすべく、禹王は曾て青州(今の山東省)に命じ鹽を宮廷に獻納せしめたり。周(紀元前一一二二一四九)の時官を設けて鹽務を管理せしめ、又一鹽人(の姓名は宮廷官員名簿に上りしが其後鹽人宮廷官吏たるの資格を失ひ、屠殺業者、洋服販、製靴者等と同等のものとなり。

政治家として其名高き管仲(紀元前六四五五)初めて鹽專賣の法を設け、尤も當時政府は直接製鹽の業に従事せしにあらざり、又四州省を除き其販賣にも直接干與せしにあらざり、只其製造、運送、販賣に關し嚴密の取締をなせしのみ、されば今之を專賣と云ふは聊か妥當ならざるの嫌なきにもあらざるなり。されど管仲の時より政府の專賣となりし記録あるを見る。又管仲は鹽取扱商人に課稅をなすに當り十分其方法を考究せしため脱稅を企つるが如きもの殆んど無かりしと云ふ。斯くて管仲の創設せし專賣の法により齊は收入の一大源を開拓し、又此方は爾後鹽政の基礎となるに至れり。周の代沿海諸省中同一制度の存在せしや否や之を記録に求むるを得ずとも、秦の世に入り鹽、鐵の專賣により得らるる歲入は周時代の夫れに比し廿余倍に増加せし記事の存するを見る。

此專賣法は高帝(紀元前二〇六一一九四)の時廢せられしも、漢に入り再び採用せられたり。蓋し武帝は何奴を征し中央亞細亞を服し、張騫を西域諸國に遣り之が爲め多大の費用を要し、國庫窮乏せしため專賣復活の止なきに至りしなり帝の顧問二人專賣制の發達に力を盡し種々の規定を設けたるを見る。即ち政府專屬の鹽を私販せし者に對する刑罰中、犯人の左足を縛り又其所有機械船舶を沒收する規定あり。鹽の検査官も此時初めて設けらる。國民は鹽の如き日常必須の食料に對する課稅繼續の非を鳴らし、之が免除の運動を開始せしも政府は百餘年の部之等國民の要求を容れず、又鹽の課稅に對する貧民階級の不平にも耳をかす事なかりき。元帝(紀元前四八一一三)終に三年の間鹽稅の免除をなせしも、東漢の明帝(五五七)に及び再び採用する人民痛く其非をならせしかば和帝(八九一一〇六)又免稅を斷行し、東漢の末葉迄復課稅せらる事なかりき。然るに建安年間(一九六一一二〇)其收入を以て水牛の購入をなし、人民の申請により之を貸與して農事に使用せしめ、無賴浮浪の

東京海上保險會社

明治火災保險會社

日本火災保險會社

共同火災保險會社

東京火災保險會社

代理店 三井洋行

上海四川路

文路第壹號

山口 商店

(電話一八二七)

申込所

資本金 三百萬圓

上海本日

火災保險株式會社

諸積立金 貳百參拾萬圓

店支海上

號九第A界租英海上

(番六五三一話電)

徒に生計の道を得せしむべしとの口實の下に政府復讐專賣の權を掌握するに至れり。
三國の時(二〇一六八)三國何れも自由制度を採用せしが、晉(二六五)四二〇)に及び鹽、鐵の課税は財政官の特別管理に屬したり。
南北朝對立の時代に入り、一般歲入不足をつげしため南朝は文帝(五六一)の時製鹽に課税せし。其後南北朝統一せられ、紀元五八三年、人民の申請により鹽池、鹽井の自由使用を許可すべき旨の上諭を下す但し沿海諸省も同種の特權を享受せしや明白なり。
唐の初世民專賣法は左程嚴重ならざりき。第八世紀の初めに當り、下層人民の大部は何等從事すべき職業なく、然るに一方には生産物の不足なるを、他方には下層人民の數激增したるに因り一大恐慌を惹起せり。皇帝の顧問劉某建議をなし無職の徒を鹽、鐵の事業に使用するに至たり。其後鹽池(八)鹽井(六四)及び各地の鹽業は財政官の管理に屬したり更に建安年間(七八一七)の時鹽鐵稅務官某建言して曰く、製鹽の業に従事する人民中定住する者は之を定戸と名づけ、政府の經費を以て之を養ひ置くべし云々之れがため從來の制度に一大變革を來せり。又鹽を甲地より乙地に輸送するに當りては市價の一割に相當する遠過稅を課する事とせり。當時の學者として又財政家として手腕ありし劉氏、鹽鐵委員の職に就くや、一の制度を新定せり蓋し米、穀類に關する現存制度に類似せるものにして、政府は該制度に因り生産地の鹽を消費地に輸送し、此處に貯藏し置く事とせり。鹽の價格を不當に高むるの結果を來すものにして、當時鹽販商人は鹽の如き日常欠く可からざる商品は、其在

尙欠乏の際には價格必らず暴騰すべきを豫想し、從つて其取引は投機の傾向を帶びし如かりしが、若し是等販商人に於て進んで市民の需用に應ぜざるか、或は不當の價格を要求するが如き事あらば、政府は之に干渉し一定の標準價格に依り在荷の賣捌をなすべきを強制し、生産地の距離如何に遠きも又其時機の如何に不利なるも鹽の價格を高むる事を禁止せり。斯くの如く市上の需用に應ずるため政府が保有する鹽を名づけて「價格不變の鹽」と云へり。劉氏財政事務を管理せし時に當り、鹽稅一ヶ年の純收入は四十萬弗なりしが、紀元七八〇年迄には六百萬弗に増加し全歲入の約半に達せり。紀元九四〇年、五代の中葉、鹽に二種あり。一はロール狀をなし一は碎片のものなり。前者を「盪鹽」と稱し其形礪に似たるより名づけしものにして、後者は末鹽」と稱せらる。各市場、鹽の取引高は約十七萬串(當時有孔錢を串につなぎ一串を價格單位として斯く云ふものなり)にして、又一千文の重量は約六キヤタイなりしと云ふ。毎戸一ヶ年間の消費鹽に對する課税高は二百文乃至一千文なり。行商は官鹽を販賣し、政府人民の何れにも有利なりき。消費者に賦課すべき鹽稅は五種に區別せられ、二百文、四百文、六百元、八百文、及び一千元の等差ありしものにして、收稅吏之が取立をなせり。此方法は政府の久しく採用する所たりしも元來產鹽地との距離の遠近は鹽價に差等を生じ、爲めに收稅吏は屢々不正の收入を計りしかば、之れが防止上遂に改革を必要とするに至り、爾後均一稅法を採用し、行商には一キヤタイにつき七文、定住者には一キヤタイにつき十文を徵收することとし、州縣の當路者は役員を各處に派し違法を匡正し、人民の困苦を濟はしめしが、未だ人民一般の不平を絶つ能

はざりき。乃ち人民の非難をさげんとし一年につき十文即ち一担につき百文を減することとせり。
後漢亡んで後周かばり、紀元九五一年年號を廣順と改め同年秋鹽に關する上諭を降し、粗製鹽五キヤタイ(六封三分の二)以上を密賣せしものは死罪に處すべく、又若し精鹽一キヤタイ以上を密賣する者も亦罰するに死刑を以てすべき事を定む。而も此規定は稍寛大の處致として考へられし所なり。蓋し前朝(後漢、四年にして亡ぶ)の時に在りては、鹽の密賣者は悉く之れに死に處し敢て其量の多少を問はざりき。紀元九五三年暗色鹽一担に就き八百文を課し、外に貢稅(鹽稅として同品十バイント)(一バイントは我三合一勺余に當る)を上納せしめたり。白色鹽(北京天津に於ける海鹽は暗色鹽にして、白色鹽に比して効力大なりしかば之が税金も亦高かりき)一担の課税は五百文にして外に貢稅(鹽稅として同品五バイント)を上納せしめたり。人民不平の聲又起り加之反對運動行はれたるなり。其後上等鹽一担の課税を八百文と定め八十五文を以て百文と計算せし故此際之支拂高は六百八十文なりしなり。此外に貢稅(鹽稅として十バイント)を徵せり、是等の白色鹽は一担につき五百文、五バイントなりき。
紀元九五四年、後周の時密賣禁止の目的を以て都市十を建設し、官鹽(小き角鹽)の分布を潤澤ならしめしが爲め官鹽の供給を受ける地方多きにいたれり紀元九六六年十一月又一の規定を設け都市十場に在りては官鹽に限り其販賣を許し、村落に在りては自由賣買を許すこととし、又土壤中鹽及曹達を含有する地方にありては之れを他地方に運搬して販賣することを許し、但これがため官鹽の販賣區域を侵す事を得ずと定めたり。

爾後幾多政府の興亡ありしも何れも鹽を以て最も多額の收稅をなしうべきものとし、時代に依り政策に従ひ課税制度を定め、人民の不平を少しし多大の効果を收めんと勉めたり。然れども各時代其に人民の不平、反對を絶つこと能はざりき。(未完)

●五國契約內容
今同成立せる五國借款の條件と本誌第七號より連載せる契約草案と異なる點を掲ぐれば左の如し

▲借款名稱 一九一三年支那政府改造五分利附金貨借款と稱す

▲借款引受銀行 正金銀行、香港銀行、獨亞銀行、露亞銀行、東方匯理銀行の五銀行

▲利子 年五分

▲担保 鹽稅收入

▲公債發行價格 九十

▲手取 八十四

▲償還期 四十七年にして十年据置き十一月日より償還す(第九條)

▲限外償還 借款調印の日より十五年後三十二年間に期限の到らざる公債全部若しくは一部を償還する場合は支那政府若しくは額面の百分の二半の打歩を附す但し三十二年後は此限りに在らず(第九條)

▲再借款の手續料 支那政府が將來鹽稅收入を担保として尙ほ以上の借款を爲し或は本契約第二條に特記せらる性質の補助公債を發行する場合に銀行團に本契約第十三條に規定せる如く公債の發行を許し手續料として額面の百分六を扣除するを承諾す(第十七條)

▲他の借款訂結の制限 支那政府は本借款の完全なる發行を終り且つ

良純牛乳

愛光社

電話貳壹七五番

法界呂班路三三三

社會式株 船郵本日

京東本社本

上海出帆	有
歐洲行	二週一回
米國行	二週一回
香港行	二週一回
日本行	一週二回以上
其他日本各港濠洲印度	
朝鮮支那等諸航路有	
日本郵船會社	
上海支店長	
石井	
南滿洲鐵道會社	
大北汽船會社	
大北鐵道會社	
店理代	

至泉院內看金銀。水磨巷頭作開客。視表離散否。存。指海欲近夢猶繁。我嘗當時。康家子。裝扮蝦蟆。傍人市。曾呼督對是。小兒。其遂夜郎。便死。煩苦語費推求。果然置我百尺樓。可憐詩卷不自濟。除卻。靈錢無可差。至今避仇如蠶意。看到揚塵。公王。政將救命問山人。元保何恩我何怨。爲言六博無全案。十種何妨戲人海。且酌流霞飲底。莫放青山眼。徑須日日。內史皆典聖。語妙欲發。隨柳青。徑須日日。湖上來。即聲雙袖。藉酒。酒。

雜報

宋案の其後と政界の輿論

去る三日上海城內地方審判廳に移された。應桂馨の審判は五日より市政廳にて檢察、審判の兩廳より預審を進行しつゝある。其の結果は一切秘密に付し在るを以て知る事を得ざる。一方大借款の成立により輿論の憤激甚しく依然喧囂を極め居れり。此時に當り宋案の教唆犯にして青島に隠匿し其の醜態を全し居る洪述祖は去る三日白々しく袁總統及び國務院に對し同事件に關する電報を送りて曰く

承この電報書信の往復には故意に國務院の名義を用いたるものにて國務總理は此事に關しては何等の關係もなく余一己の所有より出たものなり。而して其の目的は一に宋教仁の名譽を毀損するにあり。而して其後應承の發したる電報に意味不明瞭のものありたるが爲め親しく上海に赴きて應承と面會し万事の相談をせしめ然るに今應承承と往復せる電報書信を宋教仁暗殺の證據とせらる。は宋教仁を暗殺するの意あらば何ぞ必らずし宋教仁逮捕状の手に入れんこと運動するの要あらんや又た應承承の往復電報中の「機」の二字は北京の土語にて名譽を毀損するの意に用ひ殺人の意を包含しにあらんや云々

△袁總統の命令 近日接手する各省の電報は措辭荒謬にして是非を混淆するに甚だし或は前農林總長宋教仁暗殺事件に關する洪述祖、應承承二犯の往復せる電報、書信を以て國務總理趙秉鈞を誣蔑し或は五國借款が未だ國會の通過を経ずと財政部借款を誤解せしめ宋教仁問題に就ては趙總理は既に通電して解釋し而して財政總長周學熙も亦た既に通電して借款問題を詳細に説明したるを以て凡う公正を以て心と爲す者は皆能く此の二問題を明瞭にせり然るに現今是非を分たす立法行政司法の權限を問はんと欲する者等は人より愚弄され其の愛國心を誤用するものなり、今特に我が國人に告ぐ凡そ刑事事件は須らく司法官の判斷を待つべし而して借款も亦た曾つて臨時參議院の通過を経たり大本總統は秩序を維持する爲め時に各省都督民政長等に人民に告示して再び此等の電報を發せしめざらんことを通飭す云々

斯の如くして南北の反感は愈甚しく其の危機の伏在せるは事實なるが如し、故に當地に在る岑春煊、伍廷芳、李經羲、譚人鳳、溫宗堯、王芝祥、高而謙、藍建樞等の如き在野の政客は慨然として時事の非なるを痛憤し連名して政府議會、各都督省議會新聞社に通電し宋案を主とし借款問題より主要問題に就き忠告を與へたり時節最も要領を得たるものなるを以て左に之を譯載す（別に黎元洪、熊希齡諸氏の時事に關する通電ありし元長なれば之を略す）

△岑春煊氏等の通電 去月以來政界頗る變動多し政府人民誠意の疏通を欠き一事件の發生する毎に各極端に走り相敵視し日に紛擾を増し大局危かんと云々何んぞ坐視するに忍びんや謀て誠意を披瀝して政府當路者及國民に告ぐ

(一) 宋案は其證據中政府に關するものあるを以て速に洪述祖の引渡を求め公明なる裁判に俟つべし而して趙總理も亦嫌疑者の一人なるを以て法廷に於て質問に應じ其の黑白を明かにす可し又政府は固より強て自ら辯護するの必要なく一方政府攻撃者も宜しく靜に法律の判決する所に任せ徒らに感情に走り激烈なる言論をなす可し公理を尊重せば則ち大局も亦維持し得らる可し

(二) 借款は全國國民の負担す可きものなれば必ず參議院の通過を要す可きものなるに參議院の報告に依れば今回の大借款は前參議院にて僅かに其大綱を討議したるのみに止まり未だ正式に通告せしものに非ず今や銀行團は其組織五國に改まり其の割引額も増加し検査員は總辦となり年限も亦五十年に延長し其担保も鹽稅を以てせしめは前案に比すれば大差ありと果して其言の如くは政府の專斷たるを免れず且つ條件甚だ酷なり國民の忿激は之れに因りて益々激烈なり國民の忿激に至り若し政府に於て前に調停せる契約案を國會に提出せんは中國の現状に鑑み借款の必要なるは何人も首肯する所にして國會も之れに同意す可かりしに事爰に出てざりしは最も遺憾とする所なり然れども契約の取消は前米英米仲裁條約に依りて無効とされたる前米國國會の否決に依りて調停せられたる例もあれば此際

須らく五國銀行團を謝絶するも遲きにあらす凡う立憲國は人民の意思に隨ふを大本とす故に政府は斷じて輿論に反する行爲ある可からず又國民の代表者たる議員も徒らに喧嘩せずこのことを止め靜かに其の解決を俟つ可し若し夫れ此に依て各省の自由行動を起さしむるが如きことあらば最も策の得たるものにあらず

(三) 憲法の制定は國會が當然其の責に任す可きものなるに近來輿論は政府の干渉を患へ濫りに揣摩測測をなすものあり夫れ憲法は立國の大本にして敢て個人の定む可きものにあらず百世の爲めに定む可きものにして一時の爲めに定む可きものにあらず何んぞ政府干渉の理あらんや議員諸公は國家を尊重し意見を棄て至善至良の憲法を制定せよ國基永遠に強固たり得可し

(四) 國事を論ずるものは須らく公平無私なるべし目下の各黨の機關紙を見るに事毎に排擠を以て人心を惑溺せしめ全國を騷擾せしむ抑も言論は禍福の懸る所なり願くは今後公理と事實に依り濫りに不謹慎なる言論を止む可し又各省の都督は責任内の人民を保護し治安を維持するの責を有す故に冷靜なる頭腦を以て事に當り小忿を以て大亂を招くが如きことある可からず又各省軍人は此れ皆共和國民たるを以て一方面の區々たる感情に訴へ相慘殺し得可きものにあらず心を一つにし極力大局の維持に力め國民の輿論に依て各種の問題を平和に解決し危を轉じて安きに致さんことを力のば民國の爲めに安幸たり云々

宋案は猶ほ此の如くして腹々の裡に在り

△趙總理の出庭要求 去八日上海地方檢察廳長陳英氏は北京地方檢察廳に對し宋案は已に本廳の證據検査を経たるが應桂馨、洪述祖を除く外國務總理趙秉鈞、程書程經世も亦た嫌疑に涉るを以て己に本月六日召喚し二通を郵送せりそれより召喚手續を採り出庭せしめ並に返電あらんことを請ふ旨打電せり

△洪述祖の引渡要求 去七日上海地方檢察廳長陳英氏は司法部に對し應桂馨と洪述祖が確かに同謀者なることを證據物件によりて明かなり青島に匿れ居

御旅館

各汽船荷客取扱所
上海西華德路五號

豐陽館

電話一〇六〇
振替口座福國三七〇四

御旅館

各汽船荷客取扱所
上海鐵馬路

東和洋行

電話七六三
電路TOWA

便なる洪は本廳試辦章程四十五條により捕縛
島總督と交渉すべきも速かに洪に請けに青
連祖を山東省該管官吏に引渡し其出廷
せしむる様手筈を度き旨打電する所あり
たり

▲宋案犯人裁判還延理由 去五
日預審を終了したるが地方審判廳にては
一日も早く解決せん意向なるも法庭地點
定まらざるが洪犯引渡交渉中にある
を以て公訴期日は尙ほ未定なり

▲上海審判廳員全更迭 上海地
方審判廳は去九日午前五時江蘇高等審判
廳長楊松栢より黃廳長始め推事書記に至
る迄全部更迭すし其の公函に接し意外
の事に驚きたるが新廳長蔣餘は急遽來滬
事務引繼ぎを請求したれば舊廳員は直ち
に書類其他一切を引渡し同時に司法部に
向つて十日より審判事務停止の打電せ
り、此更迭たる云はば疑耳に水の處置な
り惟ふに黃檢察廳長が去八日趙總理の出
庭要求の打電之が因をなせしにあらざる
なきが屠新廳長外新廳員の突來は確かに
曰くありと云はざるべからず意外も又甚
しと云ふべし

▲議會の紛争と政黨の分立
北京に於ける參議院議院は其後依然紛争
絶えず、即ち去七日參議院に在ては國民
黨多數を占むるが以て違法借款の反對議
案は進歩黨議員の反對ありしも多數を
以て通過したり、一方衆議院に在ては議
長湯化龍事故に托して欠席し副議長陳國
祥代理して去五日可決せし違法借款の反
對議案に對し進歩黨側は之を取消せんと
せしを以て茲に端々國民黨議員の憤激
を買ひ大爭論を惹起し遂に議事を休止す
るの已を得ざるに至れり、何時もながら
互に自黨本位の卑劣なる見地より多數に
服せず議院政治の本義を没却するは苦々
しき事なり

斯くの如く議會は俄かに政府に有利なら
ざるもあれば反對黨瓦解の策は着々と
して行はれつゝあり、先きの榮宗遜同志
會、政務討論會、政團俱樂部大同俱樂部
會、求是協會、國事商榷會の組織あり何れも
國民黨の瓦解を策せるものなり而して此

の風は尙抵止する所なく近日に至り國民
黨の政友會氏は次の同志を連ねて新た
に政黨會なるものを組織したり

▲主なる政友會員 景耀月、趙世
鈺、陳景南、張瑞璣、陳同熙、劉頌華、王
錫爵、蔣榮清、狄樸梅、張振霖、劉治淵
王用賓、萬鴻圖、周之翰、范振緒、賀昇
平、李連齋、楊錦源、尚錦圭、焦易堂、
焦子周、張樹森、劉國鈞、康慎齋、黃鼎
鉉、郭自修、張國鈞、曹定成、段佩田
孫錦、劉奇瑤、馬驥、彭占元、李含芳、
資應昌、寇遠、楊樹清、朱家訓、高杞、
譚煥文、何鏡堂、陳陳鍾、允謨、常不謬、
李載唐、王佐才、文登瀛、魏鴻英、萬寶
成、裴廷藩、丁壽、張善興、岳秀夫、林
英輝、王國鈞、張聯義、張廷鈞、王定國
丁豐沛、李發春、李克明、王定圻、孔憲
瑞、繼才、郭德修、茹欲立、張官雲、張
秉文、童啓賢、趙金堂、郝濯、杜凱元、
李永聲、宋汝梅、曾昭星

▲相友會 更に劉掣一氏は黨見調
和の目的を以て相友會なる者を組織せん
と舊共和、統一、民主の三黨議員を招
致して成立預備會を開きたり

▲進歩黨の政綱 新に合同したる
進歩黨は次の政綱を發表したり
(一)國家主義を取り強善なる政府を建設
す
(二)人民の公意を尊重し法賦の自由を擁
護す
(三)世界の大勢に應じ平和實利を増進す
黨の理事會に黎元洪氏を舉ぐるに決し不
日成立大會を舉行すべしと云ふ、要する
に今後政黨界は猶多しの紛争を見るべく
議院政治の前途は益々多忙なるべし

▲在滬商人的平和渴望 當地在
留支那商團、體裁業會所、洋業據華堂、
綢業綸絲公所、九業洋貨公會、五金業、紗
業公所、綢業公所、一致して去六日上海
總商會總理に對し書を送り宋案と大借
欵成立の爲の憂亂の徒あり往々に世を亂
し人心を搖動し商業上の打撃大なるを慨
し商業は斷じて其間に附和せずとて各當

局者に逼電せんことを請責する所ありし
が總商會に於ても之に同感なれば直ちに
該會の名を以て大總統副總統國務院及參
衆兩院に對し去る七日宋案、大借款は自
來法律の解決に待つべく之が爲め不穩
の状態に至らしむるは實に商人の堪る所
にあらず、商民保護と秩序維持上再び禍
亂を招かざる様取締られんことを打電す
る所ありたり又以て商業家の如何に禍亂
に服し居るかを窺知し得べし

▲省議會聯合會の其後 廣東省
議會の發議に係る各省議會聯合會の事に
就きて已に本誌第八號を以て論評する
所あり又前號を以て十三省代表者の決定
其八名を以て報する所ありたり然るに同
會は去二十日天津に於て第一回預備會
を催し直隸代表者王建中氏臨時主席とな
り中華各省議會聯合會と命名し本會と
各省を聯合し民意を代表し真正の共和を
求め國會の後盾となるを主旨とすること
を決議し同二十七日正式會を開會する迄
の運びとなり居り今回の借款成立に對し
ても參議院に向つて約法違反の大借款
なりと警告の電報を發したる程なり
が客見に開會の域に達せず南方各省代表
者も天津に到着するもの少からず爲めに
該聯合會を上海に設けんこの議出で直ち
に之を決し已に去六日滬寧中議は上海に
來着し且下該事務所の選定中なりと、そ
れからめか去八日の南京省議會に於て
は是迄各省議會聯合會代表者たりし愈に
急陳大敵兩氏の代表を取消することに決議
したりと報せり又以て聯合會成立の困難
を窺ふに足るべし

▲支那改造借款契約草案(五)
第一次及び本借款に關聯して支拂は
れたる前渡し金利息支拂に相當せる額の
公債資本高を扣除したる後及び後二條
の公債の各項に使用せられたる後借款の
純收入は倫敦伯林紐育聖彼得斯堡
濱に於て各上銀行、德華銀行、東方匯理
銀行、亞米利加財團、滙豐銀行、橫濱正
金銀行の支那政府改革借款欄中に繰り入
るべし
歐米及び日本に於ける銀行團より借款
資金を輸送する場合に支那に於ける銀行

團或は指定代理店を通じ各銀行共出得
る限り等分に行はるべし、歐米或は日本
よりの各輸送に關する爲替料は同日を以
て輸送送金上協定せらるべし、若し同額
輸送が輸送上に於て實際上相互に満足な
る處置を圖り難き場合に於ては銀行團は
財政總長と協議の上之を決す
倫敦伯林紐育、聖彼得斯堡或は橫濱
に於て保管せらるる借款資金の利子は三
分とす

支那に於て輸送銀行によつて保管せら
るる借款資金の利率は當座預金率を適用
す、歐米或は日本に於ける上記支那政府
改革借款協定中の借款金引出しは第十四
條の規定に遵ひ財政總長の命令によつて
行はる、一週間内に支那に輸送するべき
借款金は時々銀行團或は指定代理店と
協定せらるべし、但し一週間内に五十萬
磅を超過せらるべし、而して各輸送せられ
る資金は借款用途に向つて要せらるる
迄支那に於ける輸送銀行に保管せらるべ
し、支出に關しては第十四條に規定せら
る

第十四條 支那政府は千九百二十二年十一
月十五日大總統敕令を以て布告せられ、
一千九百二十二年十一月十六日政府公報の
を以て發表せられたる臨時規則によりて
審計處、稽核處を有効に實行すべき事を
約す、該規則の寫し及び翻譯は本契約附
錄に附記せらる、尙ほ該規則の修正を
必要と認むる場合に於ても本契約の効力
を毀損するが如き事なかるべし
審計處及び稽核所に附屬せる外國借款局
の華洋兩監査官は彼等の協同職印によつ
て借款資金の運用、承認を保証すべし、
銀行團より借款資金の引出しは出費の實
際額に相應せざるべからず、借款資金引
出に關して銀行團に手形を振り出したる
場合、は財政總長或は其代表に調印せら
れ且つ署名せられたる用途の明細書及び
發款命令を付して共に銀行に提出せざる
べからず
上記銀行團の代表が本借款第二條及附
表に添へたる費目なる事を銀行團代表が
確めたる上該手形に副署し、再び財政總
長に送同し銀行團に支拂を要求せむと
若し上記銀行團の代表者が借款用途に

森永の西洋菓子

歐米の輸入品と
日本の製產品と
品質價格に於て
御比較願上度候

上海海寧路百號
福家洋行
電話二七三七



夏帽子は 新型ヲ召セ
夏帽子は 「福助」ニ在リ
夏帽子は 東京製ニ限ル
夏帽子は フチ廣ガ流行
夏帽子の 男女子俱用
魔法瓶は 保熱保冷自然

支那政府は本借款の完全なる發行を終
り且つ借款目論見書中の最後の支拂を終
りたる後、銀行團より前以て同意を得ず

戴天仇、李書城、楊廷傳、關炯之、溫秉中
翌八日は西田書記生の案内にて

戴天仇、李書城、楊廷傳、關炯之、溫秉中
翌八日は西田書記生の案内にて

急にして艀客易に進み不申。本日午後一時九江着の豫定なりしも午後五時頃ならでは同地着六つかしかるべしとの事に候

江着の豫定なりしも午后五時頃なら
同地着六つかしかるべしとの事に候

二八	四〇	隻數
六六、九八七	六五、一四九	噸數

二八	四〇	隻數
六六、九八七	六五、一四九	噸數

A detailed black and white illustration of a traditional Chinese drum, likely a 'Ji' drum. The drum is cylindrical with a textured, possibly woven or carved, surface. It features several horizontal bands of decorative patterns, including wavy lines and floral motifs. Large Chinese characters are inscribed on the drum's body, including '鼓' (drum) and '樂' (music). A small circular emblem with the characters 'SIP' is visible on the lower left. The drum is shown from a slightly elevated, angled perspective.

各種商況

▲外國棉 少しく弱含みの形勢にある

現物六片六十二、八九月物六片二十二の入電なり、ベルガン及埃及市況は前者五片六十六の一、後者九片九五の保合ひにあり

紐育市況を見るに現物十二仙、五月十一仙三十九、七月十一仙四十、十月十仙八十三を唱へ居れり

▲支那棉 同じく低落を告げ通州二十五兩四角、太倉二十四兩二角、四子十五兩四角、上海二十四兩二角、北市種棉十三兩二角、同商市十一兩八十仙を唱ふ

▲日本綿絲 買手筋は頻りに相場の下げに盡力しあるも細番物は多少の低落を見たるのみにて太番物は左迄の變動なく斯くて週中十六手は一五〇五十仙、二十手五百五十仙の手合を見るに至りたり、取引相場及前週との比較は左の如し

本週 前週 比較
最高 二一、五〇 二二、五〇 安
最低 一〇、五〇 一〇、五〇 高
最高 二九、五〇 二九、五〇 安
最低 二五、〇〇 二五、〇〇 高

▲印度綿絲 週中の取引高三千億乃至四千億に上り其詳細明かならず、現物としては二十手三百億四川方面に積送られたり

▲支那綿絲 週中雲龍印十四手の取引高五千億に上り其値段は百十五兩五仙なり即ち同品の去る二月二十日に於ける取引値段は百〇五兩五仙乃至百〇六兩なりしを以て約五兩方の値上りを見たる譯なる、又同期中十六手紅圓龍の手合は千二百五十仙に上り其値段は百〇六兩乃至百〇七兩なりといふ

▲支那糖 精糖は前報後其餘勢を受け同値尙可なりの手合を見たるが現下の市況は一向に引立たず是れ一般市況の不振と同様の原因及情態に依るものなり爪哇糖も其後先物手合を見ず現物荷在荷貳万俵あり相場倉庫値六兩を唱へて買手な

▲砂糖 精糖は前報後其餘勢を受け同値尙可なりの手合を見たるが現下の市況は一向に引立たず是れ一般市況の不振と同様の原因及情態に依るものなり爪哇糖も其後先物手合を見ず現物荷在荷貳万俵あり相場倉庫値六兩を唱へて買手な

▲小豆 在荷薄す相場は二兩五仙五分、青口物小形八斤物二兩(税金込み)

▲空豆 寧波物の相場は二兩九仙五分にして品なし

▲海産物 ▲昆布 前後政界不穩の影響を蒙り二方下押しとなれるも前途大變動を見るに至らざるべく相場は三四兩四角、鰻 依然軟弱にして市況回復の模様なし蓋し本年以後の入荷已に七千担に達し昨年比し三倍以上の額に上り居れば供給過多の状態を呈したるによるものならんか、相場は十三兩五仙見當 ▲海參、貝柱 入荷薄にて底堅く相場保合の姿にあり

▲時計 宋案より引續き大借款反對の爲め不穩の噂あり爲めに一時商談中止の状態にある一方日本よりの入荷は依然たるを以て一寸人氣落ち相場も五兩方下落し普通物打二十三兩、安物十九兩を唱へ居れり

▲洋傘 普通物の賣行き前週と變りなきも以外は殆んど賣行きなし

▲夏帽 近來の好天氣に連れ人氣幾分か引立ち四五日間天津及長江筋に少しく荷動ありたるも之が爲め相場の昇降を見ることは云ふ迄には至らず目下麥稈帽安物打二兩三三仙トクサ帽一文字打一兩見當なり

▲齒磨粉 頻りに賣行き需用に應じ得ざる程にして景氣甚だ好し

引高五百億に上り其値段は百十五兩五仙なり即ち同品の去る二月二十日に於ける取引値段は百〇五兩五仙乃至百〇六兩なりしを以て約五兩方の値上りを見たる譯なる、又同期中十六手紅圓龍の手合は千二百五十仙に上り其値段は百〇六兩乃至百〇七兩なりといふ

▲倫敦銅相場 倫敦G、M、Bは前週に比して稍騰貴し六日以來の入電は六十九磅十志を唱へ居りしが九日入電は八志方下落せり但し電氣銅には相場變りなし巴爾幹平和解決の望みと共に前途底堅し七日より九日に至る相場左の如し

G、M、B 電氣銅
五月七日 六九、一〇 七二、一〇
八日 六九、一〇 七二、一〇
九日 六九、一〇 七二、一〇

▲石炭 輸入炭は依然缺乏し爲替尙は悪しく先途見當つかず爲めに一寸新商談に應ずるもの少なし、但し來月半頃に至れば絹絲工場等の事業開始を見るべければ自然幾分商談あるものと予想せらる運賃は不相變高く日本上海間一弗七八十仙を唱へ居れり今四月廿一日より五月一日に至る三井及他社扱の炭輸入高を見るに合計三〇二億七十九噸にして内三井扱分七千一百八十五噸、他社扱二萬三千〇九十四噸に過ぎず其内譯は左の如し

▲三井扱
三池炭 五、五八五噸
粹嶋炭 一、六〇〇

▲他社扱
開源炭 八、一四五
筑豊炭 八、七七三
唐津炭 二、八四六
本炭炭 一、一三〇
砂糖 二、〇〇〇

▲燐寸 引續き更に變化を見ず

▲菜種 黃黑四兩一五五分、端端につき賣物薄し

▲種粕 麥付百八十二兩の相場にして在荷薄す先物(七八月度)麥付百六

十五兩なり

▲棉實粕 三弗見當を唱へ在荷二

三萬俵の見込み

▲大連耳附豆粕 在荷二萬枚にして

相場は一兩一五

▲大豆 相場は二兩七五五分にして

目先き安なれども底意強し、在荷約三萬

俵

▲小豆 在荷薄す相場は二兩五仙

▲豆粕 青口物小形八斤物二兩(税金込み)

▲空豆 寧波物の相場は二兩九仙五分にして品なし

電話通四〇六四番 中村洋行 廣光堂大藥房

仲次業 池田洋行 上海虹口吳淞路C一五〇 (電話二五七〇)

仁壽堂大藥房 上海虹口吳淞路C一五〇 (電話四〇五七番)

本紙定價(前金) 一、部 銀十仙 金十 一、月 銀四十仙 金十 一、年 銀四元 金十

廣告料 本紙掲載廣告の料金は行數の多少掲載期間の長短に依り特に御相談可致候間御用の方には端書又は電話にて御一報被下度候 發行所 春申社 (電話三〇八三)

編輯兼發行人 上海棉子路七二五 佐原篤介 印刷 上海平陽路二七六 蘆澤多美次 發行所 上海文強二二七號 春申社 電話三〇八三

支那上海 春申社 佐原篤介 大正二年五月十一日

線通交捷最絡聯亞歐

◎急行列車ハ最新式ノ寢台車

一等車及食堂車ヲ聯結致居候

○大連長春間急行列車

大連發 月、水曜日午後三時二十分 莫斯科行
土曜日 午後三時二十分 聖彼得堡行

長春着 火、木、日曜日午後六時五十分

○滿鮮直通(釜山長春間)急行列車

釜山發 日、火、金曜日午後九時五十分

安東發 月、水、土曜日午後四時四十分

長春着 火、木、日曜日午後六時五十分

○長春大連間急行列車

長春發 月、水、金曜日午前七時

大連着 同 午後十時二十分

上リ

○滿鮮直通(長春釜山間)急行列車

長春發 月、水、金曜日午前七時

奉天發 同 午後二時四十分

釜山着 火、木、土曜日午後七時五十分

○大連發、水、土曜日及大連着、水、金曜日急行列車ハ上海航

路汽船ニ接續致候

歐大	亞連	間	行	程
哈爾濱	聖彼得堡	倫敦	伯里	倫敦
二十日開	十日開	十一日開	十二日開	十二日開

館旅道鐵

ルテホトマヤ

大連、旅順、奉天、長春ニアリ

設備完全 食物精選

大連市外星ヶ浦ニハ海岸ほとるアリ

路航海上連大

使用船

神戸 九二八七噸
西京 九二九〇噸

兩船共船内無線電信局アリ

大連發木、土曜日正午 上海着土、月曜日午前

上海發月、水曜日午前 大連着水、金曜日午前

上海大連共ニ棧橋繋留

速力十四海里 航海時間四十二時間

炭順撫

大連、營口、天津、芝罘、

上海、香港、新嘉坡、彼南其他東洋諸港ニ於テ常

ニ潤澤ナル貯炭ノ準備アリ

(MANSEN)號略報電

(YAMATO)號署報電

社會式株道鐵洲滿南

町樂有區町麴市京東 社支○ 町園公市東連大 社本○

(MANTETSU)號略報電(番九一二連大)金貯替振